

# 画像診断 2024年改定

届出

算定に関して、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出が必要となるもの



アイネット・システムズ 株式会社

## 【画像診断：算定しくみ】

$$\text{画像診断料} = \left( \begin{array}{l} \text{エックス線診断料} \\ \text{核医学診断料} \\ \text{コンピューター断層撮影診断料} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{薬剤料} \\ \text{特定保険医療材料料} \end{array}$$

## 【薬剤料の算定方法（五捨五超入）】

画像診断で使用した薬剤は15円以下である場合は算定できません。

15円を超えた場合、薬剤の価格（薬価）は『薬価基準』に「円単位」で記載されていますが、レセプトには「円単位」を「点単位」に直して記載します。その際「**五捨五超入**」を使います。

<五捨五超入> 薬価 ÷ 10

- ・ 小数点以下が0.5以下 → 切捨て
- ・ 小数点以下が0.5を超えている → 切上げ

## 【特定保険医療材料料の算定方法（四捨五入）】

厚生労働大臣が定めたものに限られ、価格が定められています。

「円単位」で記載されていますが、レセプトには「円単位」を「点単位」に直して記載します。その際「**四捨五入**」を使います。

## 【画像診断：通則】

通則 3：保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において当該保険医療機関内において撮影及び画像診断を行った場合、時間外緊急院内画像診断加算として1日110点を所定点数に加算

※画像診断を行った日時を診療報酬明細書に記載

## 【エックス線診断料：算定のしくみ】

エックス線診断料 = 診断料 + 撮影料 + フィルム代 + 造影剤注入手技料  
【撮影方法】 + 薬剤料  
単純撮影、特殊撮影、 + 特定保険医療材料料  
造影剤使用撮影、乳房撮影

## 【エックス線診断料：通則】

通則 2：同一部位につき、同時に2以上のエックス線撮影を行った場合における写真診断の費用は、写真診断の各所定点数の50/100に相当する点数により算定

(例) 胸部 単純撮影 特殊撮影  
1回目 2回目  
96点 × 50/100 = 48点

## 【エックス線診断料：通則】

通則3：同一部位につき、第2枚目から第5枚目までの写真診断及び撮影の費用については写真診断及び撮影の各所定点数の50/100に相当する点数により算定し、第6枚目以後の写真診断及び撮影については算定しない。

(例) 胸部X-P (デジタル)

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{診断料} & \text{撮影料} \\ \hline 85\text{点} & 68\text{点} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|c|} \hline \text{診断料} & \text{撮影料} \\ \hline \frac{85\text{点}}{2} & \frac{68\text{点}}{2} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|c|} \hline \text{診断料} & \text{撮影料} \\ \hline \frac{85\text{点}}{2} & \frac{68\text{点}}{2} \\ \hline \end{array} = \boxed{306\text{点}}$$

1枚目                      2枚目                      3枚目                      1枚目の点数の2倍

通則4：撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、電子画像管理加算として算定。ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。

電子画像診断加算	
イ 単純撮影の場合	57点
ロ 特殊撮影の場合	58点
ハ 造影剤使用撮影の場合	66点
ニ 乳房撮影の場合	54点

## エックス線診断料・単純撮影

	躯幹（頭・胸・腹部等）		その他（四肢・指趾）	
診断料	85点		43点	
撮影料	アナログ	60点	アナログ	60点
	デジタル	68点	デジタル	68点
フィルム料	フィルム価格／10円			

## エックス線診断料：特殊撮影

一連につき「診断料」「撮影料」「フィルム料」などにより算定

特殊撮影			
診断料	96点		
撮影料	アナログ	260点	
	デジタル	270点	
フィルム料	フィルム価格／10円		

## エックス線診断料：造影剤使用撮影

一連につき「診断料」「撮影料」「フィルム料」「薬剤料」などにより算定

	消化管及びその他の臓器		脳脊髄腔	
診断料	72点		72点	
撮影料	アナログ	144点	アナログ	292点※
	デジタル	154点	デジタル	302点※
フィルム料	フィルム価格/10円			
薬剤料	合計薬価÷10（五捨五超入）			

※脳脊髄腔造影剤使用撮影加算 148点含む  
造影剤の注入方法により注入手技料が算定可能

## エックス線診断料：乳房撮影

一連につき「診断料」「撮影料」「フィルム料」などにより算定

特殊撮影			
診断料	306点		
撮影料	アナログ	192点	
	デジタル	202点	
フィルム料	フィルム価格/10円		

## エックス線単純撮影加算

年齢に対する加算	
新生児加算（生後27日目まで）	80 / 100加算
乳幼児加算（生後28日目から3歳未満）	50 / 100加算
幼児加算（3歳以上6歳未満）	30 / 100加算

※ 6歳未満の乳幼児の胸部単純撮影又は腹部単純撮影の場合は、  
フィルム価格×1.1倍する。

(例) 腹部X-P (デジタル) 四ツ切 2枚 (27円) 4歳の場合

$$\begin{array}{r} 261 \text{点} + 30 \text{点} = 291 \text{点} \\ \text{診断料+撮影料} \quad \text{フィルム代} \\ + \text{幼児加算} \quad \text{¥}27 \times 1.1 = 29.7 \rightarrow 30 \text{点} \\ \text{四捨五入} \end{array}$$

## エックス線診断料：造影剤注入手技

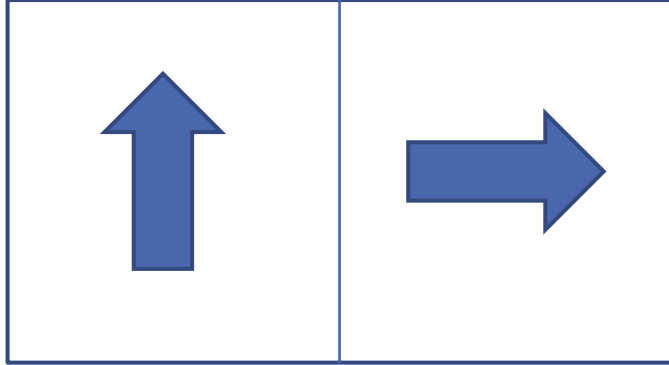
造影剤注入手技	
点滴注射（1日につき）	
（1）6歳未満の乳幼児の場合（1日分の注射量100mL以上）	153点
（2）6歳以上の場合（1日分の注射量500mL以上）	102点
（3）その他の場合（6歳未満）	101点
（6歳以上）	53点
腔内注入及び穿刺注入	
（1）注腸	300点
（2）その他のもの	120点
嚥下造影	240点



## 【方向と分画】

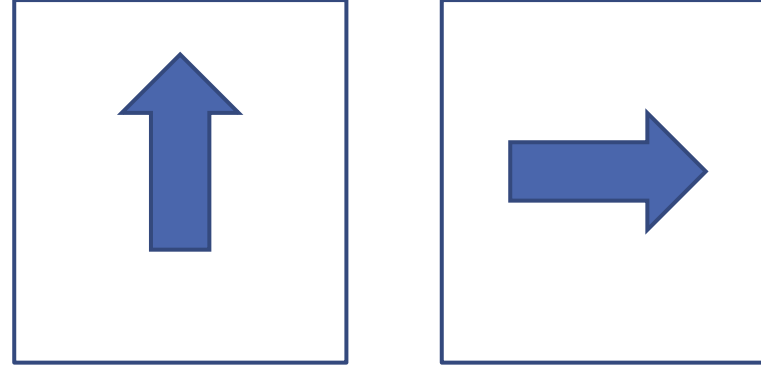
●方向とは、1つの部位をそれぞれ別の方向から撮影することをいいます

・1枚のフィルムで2方向



(2回撮影)

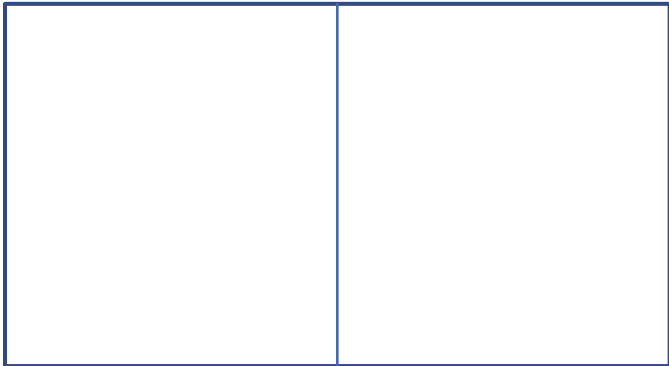
・2枚のフィルムで2方向



(2回撮影)

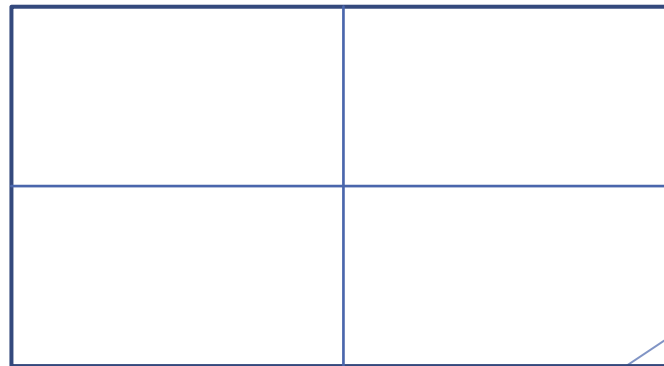
●分画とは、1枚のフィルムをいくつかに分けて撮影することをいいます

・1枚のフィルムで2分画



(2回撮影)

・1枚のフィルムで4分画



(4回撮影)

## 【対称器官の撮影】

\* 片側のみ疾患があり、比較対象のために  
両側を撮影した場合

⇒ 一連として算定する

(例) 病名：右変形性膝関節症

オーダー：両膝 X - P 4回撮影

算定：両膝 X - P 4回撮影

(両膝) 診断料：108点

撮影料：170点

電子画像管理加算：57点

---

335点

両膝 = 335点

コメント：健側対比のため

\* 両側に疾患があり、両側を撮影した場合  
⇒ それぞれ左右別々に算定する

(例) 病名：両変形性膝関節症

オーダー：両膝 X - P 4回撮影

算定：右膝 X - P 2回撮影

(右膝) 診断料：65点

撮影料：102点

電子画像管理加算：57点

---

224点

算定：左膝 X - P 2回撮影

(左膝) 診断料：65点

撮影料：102点

電子画像管理加算：57点

---

224点

右膝 224点 + 左膝 224点 = 448点

## 【コンピューター断層撮影診断料：算定のしくみ】

コンピューター断層撮影診断料

$$\begin{aligned} &= \text{撮影料} + \text{フィルム代} + \text{コンピューター断層診断料 (月1回)} \\ &\quad \text{【撮影方法】} \qquad \qquad \qquad + \text{薬剤料} \\ &\quad \text{CT撮影, MRI撮影} \qquad \qquad \qquad + \text{特定保険医療材料料} \end{aligned}$$

## 【コンピューター断層撮影診断料：通則】

通則2：コンピューター断層撮影（CT撮影）及び磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）を同一月に2回以上行った場合は、当該月2回目以降の断層撮影については、所定点数にかかわらず、一連につき所定点数の80/100に相当する点数により算定

(例)

診療報酬明細書にそれぞれの初回算定日を記載

\* 4/6 CT撮影 (□ 16列以上64列未満のマルチスライスの機器)    \* 4/16 MRI撮影 (2 1.5Tスライ以上3Tスライ未満の機器)

所定点数：900点

月2回目以降

所定点数 × 80/100

1330点 × 80/100 = 1064点

通則 3 : 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、電子画像管理加算として一連の撮影について1回に限り、120点を所定点数に加算する。  
ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。

#### 通則 4 : 年齢に対する加算

年齢に対する加算	
新生児加算（生後27日目まで）	80 / 100加算
乳幼児加算（生後28日目から3歳未満）	50 / 100加算
幼児加算（3歳以上6歳未満）	30 / 100加算

## コンピューター断層撮影：CT撮影（一連につき）

### CT撮影料

届出	イ 64列以上マルチスライス型	共同利用	1020点
		その他	1000点
届出	ロ 16列以上64列未満のマルチスライス型		900点
届出	ハ 4列以上16列未満のマルチスライス型		750点
	ニ イ、ロ又はハ以外		560点

### 加算

造影剤使用加算（経口造影剤除く）※		500点
大腸CT撮影加算 ※	イの場合	620点
	ロの場合	500点

※造影剤注入手技料、麻酔料（マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く）の費用を含む

## 磁気共鳴コンピューター断層撮影：MRI撮影（一連につき）

MRI撮影			
届出	1 3テスラ以上の機器	共同利用	1620点
		その他	1600点
届出	2 1.5テスラ以上3テスラ未満の機器		1330点
	3 1又は2以外		900点

加算	
造影剤使用加算（経口造影剤は除く）	250点

## コンピューター断層診断（月1回）

コンピューター断層診断 450点

他院で撮影したフィルムについて診断を行った場合

⇒**初診料**を算定した日に限り、コンピューター断層診断料が算定可能